

第1回評議員会 次第

日時：2019年5月30日(木) 設立時理事会終了後
場所：ホテルナゴヤキャッスル 3階 梅の間

1 開 会

2 議 事

【議 案】

第1号議案 評議員会運営規程の決定について 【資料1】【資料2】

第2号議案 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する
規程の決定について 【資料1】【資料3】

第3号議案 役員等旅費規程の決定について 【資料1】【資料4】

3 閉 会

<配布資料>

資料1 第1回評議員会議案書

資料2 評議員会運営規程（案）

資料3 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程（案）

資料4 役員等旅費規程（案）

第 1 回評議員会議案書

2019年5月30日

一般財団法人

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会第1回評議員会

【議案】

第1号議案 評議員会運営規程の決定について

第2号議案 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の決定について

第3号議案 役員等旅費規程の決定について

【議案】

第1号議案 評議員会運営規程の決定について

評議員会運営規程は、資料2のとおりとする。

第2号議案 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の決定について

評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程は、資料3のとおりとする。

第3号議案 役員等旅費規程の決定について

役員等旅費規定は、資料4のとおりとする。

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
評議員会運営規程（案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第16条第2項に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の招集の手続等

（招集の手続）

第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」とする。）第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条を準用する招集の通知をしなければならない。

（招集の通知）

第3条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、定款第19条第1項の規定により行う。

- 2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、定款第19条第2項の規定により、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第4条 評議員会の議長は、定款第20条第1項の規定により選任する。

(定足数)

第5条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 評議員会への出席については、電話会議システム又はテレビ会議システムによるものも認めることとする。

(関係者の出席)

第6条 評議員会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(決議等)

第7条 評議員会の決議は、定款第21条の規定により行う。ただし、その決議は、定款第22条第1項の規定により、省略することができる。

2 評議員会への報告は、定款第22条第2項の規定により、省略することができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、評議員会に付議した議題について必要と認めるときは、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者に対し、当該議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事、監事又は議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は、理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合、その他正当な理由があると議長が認める場合は、

この限りではない。

- 3 評議員から一般社団・財団法人法第 180 条の規定による招集の請求があった場合、同法第 184 条の規定による議題の請求があった場合、同法第 185 条の規定による議案の提出があった場合、又は同法第 191 条に係る議案の提出があった場合、議長は、当該評議員に説明を求めなければならない。また、必要があるときは出席者に対してこれに係る意見を求めることができる。

(議事録)

第 9 条 評議員会の議事録は、定款第 23 条に従い作成する。なお、電磁的記録により議事録を作成する場合は、一般社団・財団法人法第 95 条第 4 項の例により、法務省令で定める署名又は記名押印に変わる措置を講じなければならない。

- 2 前項の議事録は、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第 10 条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第 4 章 評議員会の権限

(決議事項)

第 11 条 評議員会は、一般社団・財団法人法及び定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 長期借入金（借入期間が当該事業年度末を越える借入金）の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 重要な事項として理事会が評議員会へ付議した事項
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(10) 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任

(11) この法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任

(12) 評議員会の延期又は続行

(13) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項第11号、第12号及び第13号に係る事項については、この限りではない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 評議員会の事務局事務は、総務課がこれを行う。

第6章 雑則

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第14条 その他評議員会運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は令和元年5月30日から施行する。

別表 議事録記載事項

1 通常の評議員会

- (1) 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (4) 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名
- (5) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
ア 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
エ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- (6) 議長の氏名
- (7) その他法令に定める事項

2 定款第 22 条第 1 項の規定による決議の省略

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 上記(1)の事項を提案した評議員の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 定款第 22 条第 2 項の規定による報告の省略

- (1) 評議員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程（案）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第14条、第30条、第40条第4項、第41条第4項、第42条第4項、第43条第4項及び第44条第4項の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第24条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、前号のほか定款第8章に規定するその他の機関をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で規定される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 評議員に対しては、報酬等を支給しない。

- 2 理事に対しては、報酬等を支給しない。ただし、理事が理事会出席以外の場合において、会長の命を受けて法人のための業務に従事した場合は、報酬等を支給することができる。

- 3 監事に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 4 名誉会長、名誉顧問、特別顧問、顧問、専門委員及び参与に対しては、報酬等を支給しない。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 前条第2項に定める理事の報酬は、会長が定め、理事会が承認し、評議員会が決定した額を支払うことができる。
- 2 前条第3項に定める監事の報酬は年額により支給するものとし、各監事に支給する額は300,000円以内とする。ただし、年の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合、当該年の報酬額を減額することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、この法人の役員等に対しては、いかなる報酬等も支給しない。

(支給日等)

- 第5条 前条第1項に規定する報酬は当該月内分を翌月に支給するものとし、その他の支給日等は給与規程の例による。
- 2 前条第2項に規定する報酬は毎年度6月に支給するものとし、その他の支給日等は給与規程の例による。

(費用)

- 第6条 この法人は、評議員及び役員等がその職務の執行にあたって負担した額に相当する費用を支払うことができる。
- 2 前項の費用は、職務終了後支払うものとし、その支給日は会長が別に定める。ただし、事前の支払いを要する事情がある場合は、概算払いによることができる。この場合、職務終了後遅滞なく費用の精算をしなければならない。
 - 3 第1項の費用の支給方法は、事務局職員の例による。

(公表)

- 第7条 この規程は、公益認定法第20条第1項に相当する報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
役員等旅費規程（案）

第 1 章 総 則

（目 的）

- 第 1 条 この規程は、一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第 14 条、第 30 条、第 40 条第 4 項、第 41 条第 4 項、第 42 条第 4 項、第 43 条第 4 項及び第 44 条第 4 項の規定に基づき、この法人の職務のため旅行したこの法人の役員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 役員等に対して支給する旅費に関しては、別に特別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この規程において次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員等 会長、会長以外の理事、監事、評議員、定款第 8 章その他の機関に規定する者及びこれらに準ずる法人外の者
 - (2) 会長等 会長及び会長が指定する者
 - (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
 - (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - (5) 出張 役員等が職務のため旅行し、又はこの法人が主催するイベントや会議などに出席するため旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 役員等が出張した場合の旅費の支給については、旅費規程第3条に準じて行う。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、会長の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とする。）によって行う。

(1) 会長及び理事のうち常勤の者が旅行する場合 旅行命令

(2) 前号以外の役員等が旅行する場合 旅行依頼

2 旅行命令等は、事前の承認によるものとする。

(旅費の種類)

第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び日当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額を支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。

9 日当は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

(旅行日数)

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、5日以内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、15日以内に当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合に

は、前号に規定する運賃のほか、急行料金

- (3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には全2号のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、県内旅行については次の各号の規定によらず、会長等以外の役員等には支給しない。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道80キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(船 賃)

第10条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第 11 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車 賃)

第 12 条 車賃の額は、実費額による。

(宿泊料)

第 13 条 宿泊料の額は、別表第 1 の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 14 条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第 15 条 旅行雑費の額は、1 日につき 200 円とする。ただし、旅行雑費を支給することができるのは、旅行命令により旅行をした者に限る。

第 3 章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第 16 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、旅費規程第 19 条に準ずる。

(鉄道賃)

第 17 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに

対する通行税を含む。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (3) 職務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金
- 2 前項の規定する鉄道賃は、鉄道100キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。

(船 賃)

第18条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 会長等 最上級の運賃
 - イ 会長等以外の役員等 最上級の直近下位の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- 2 前項に規定する船賃は、水路50キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。

(航空賃)

第19条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃を支給することができる。
 - ア 会長等については、最上級の運賃
 - イ 会長等以外の役員等については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (4) 職務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

(車 賃)

第20条 車賃の額は、旅費規程第23条に準ずる。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第21条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

- 2 第18条第1項第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の7/10に相当する額による。
- 2 食卓料の額は、別表第2の定額による。
- 3 第13条の宿泊料及び第14条の食卓料の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第22条 旅行雑費の額は、旅費規程第25条に準ずる。

(同一地域内旅行の旅費)

第23条 外国の同一地域内における旅行についての旅費は、旅費規程第28条に準ずる。

第4章 雑 則

(旅費の調整)

第24条 旅行命令権者は、旅行目的の性質、用務先の実情、その他特別の事情により、本規程による旅費の支給を妥当ではないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(改 廃)

第25条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第26条 実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月30日より施行する。

別表第1 内国旅行の旅費（第13条、第14条関係）

宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
会長等	16,500 円	4,000 円
上記以外の役員等	13,100 円	3,000 円

別表第2 外国旅行の旅費（第21条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）				食卓料 （一夜につき）
	指定 都市	甲 地域	乙 地域	丙 地域	指定 都市	甲 地域	乙 地域	丙 地域	
会長 等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円	32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円	8,600 円
上記 以外 の役 員等	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円	6,700 円

備考

- 1 指定都市とは、別に定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。